

リースへの基準の改善に関するASU、公表—FASB

去る7月18日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2018-10「リース(トピック842)への基準(codification)の改善」を公表した。

2016年にFASBはASU 2016-02「リース(トピック842)」を発行したが、ASU 2016-02のガイダンスの狭い範囲に影響を与えるものではないが、改訂を関係者に知らしめることと改善を促進させるためにこのASUを公表した。

ASUの内容

ASUで明確にした内容は16項目あるが、重要と思われる項目は次のとおりである。

- ・重要な変動リース料を有する特定の販売タイプ・リースについて、リースの計算利率(rate implicit in the lease)はマイナスの利率とはならず、ゼロ以下にはならないこと。
- ・「リース期間の変更や原資産を購入する借手のオプションの評価の変更」があった場合、借手はリースの分類の再評価を要求されるが、その再評価の基礎は、契約の条件変更と同様に、再評価日現在の変更された

条件および事実であること。
 ・変動リース料の一部またはすべてに関する偶発事象がそれらの支払がリース料の定義を満たしたにより解決した場合には、リース料を再測定するが、「変動リース料における参照指数または参照利率の変動」はこの解決には該当しないこと。
 ・トピック842の最初の適用で各

国際会計

基準書の改善に関するASU、公表—FASB

去る7月16日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2018-09「基準(codification)の改善」を公表した。FASBは、2009年に基準書(Accounting Standards Codification)を確立したが、関係者から受領した提案などに基づく基準書の改訂のASUは、これまで「技術的な修正と改善」だったが、今後は「基準の改善」として公表される。

ASU改訂の内容

ASUに含まれている改訂は、基準書を明確化するための

報告年度に遡及的に適用した場合に、どの移行時の修正が資本の部の修正ではなく損益の修正となるかを明確にすること。

適用関係等

2016-02の強制適用日が到来していないため、このASUは認められている早期適用をした企業には発行日から適用されるが、移行措置は変わらない。早期適用をしていない企業については、適用日(2018年12月16日以降開始年度)と移行措置は現行のトピック842と同じである。

変更、または現在の会計慣行に重要な影響を与えないまたは企業に多額の管理費用を発生させない「意図された運用がされていないガイダンスの修正」である。ASUでの重要と思われる項目は次のとおりである。

・現行では、その他の包括利益として適格でない項目として「資本剰余金の直接の修正として報告される現金で支払われない税金」が挙げられているが、他の基準書との整合性から、当該項目を削除し、「特定の準更

生(quasi-reorganization)に関する税金」を追加した

・負債が消滅した負債を再取得した場合、「負債の再取得価額」と「消滅した負債の帳簿価額」の差額が消滅した期間の損益として認識されるが、公正価値オプションを選択した負債の消滅についての規定がなかった。そのため、公正価値オプションを選択した負債の消滅について、消滅した負債の帳簿価額は再取得日の公正価値と同額で、関連するその他の包括利益で認識されていた損益は消滅の損益に含まれることを明確にした

・「企業結合—法人税(サブトピック805-740)」と「法人税(トピック740)」の取扱いを整合させるために、現行の取得後に取得企業に連結の法人税を配分するための3つの方法を削除した

・誤解を与える条件(815-10-45-4)を削除し、デリバティブを相殺できる状況を明確にした

・負債または報告企業の資本と

して分類される商品の公正価値の測定については、それらの相場価格は無いがそれらを他の者が資産として保有している場合には、その資産の相場価格を使用することがある。その場合、現行では、公正価値の測定にあたり、「資産に関する譲渡制限の影響を反映しない」としているが、「反映する」に変更した

・金融資産と金融負債のグループを保有する企業は、条件を満たせば例外的規定(ネットで公正価値を測定する)を使用できるが、デリバティブとして会計処理される非金融項目を例外規定の対象として追加した

適用関係等

移行措置のない改訂についてはASUの発行日から適用されるが、移行措置のある多くの改訂は、2018年12月16日以降開始年度から適用される。また、強制適用日が到来していないASUに関する改訂は、そのASUの移行措置が要求される。

会計

時価に関する会計基準の範囲に仮想通貨は含まず—ASBJ

去る7月24日、企業会計基準委員会は第389回企業会計基準委員会を開催した。

今回の審議事項は次のとおり。

企業結合会計基準等の改正案

第98回企業結合専門委員会(2018年6月1日号(No.1513)情報フラッシュ参照)で検討された、企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」等の改正案等について、条件付取得対価の対価が返還される場合の取扱等も含め審議された。事務局から、今回の親委員会での公開草案の公表議決を行いたい旨が示された。

金融商品会計についての意見募集の文案

前回に引き続き、金融商品会計基準の改訂についての意見募集文案の文案について審議が行われた。

前回の意見を踏まえ、質問事項について修正された文案が示された。そのなかで質問5(識別された論点および適用上の課題)について、次の一文が追加された。

また、11項目について優先順位をつけて検討するか否か、あるいは、検討するにあたって金融商品の種類(例えば、株式、債券、貸付金、借入金等)ごとに優先順位をつけて検討するか否かについて、ご意見があればお寄せ下さい。

委員からは、「どのような回答をイメージしているのか」といった質問に、事務局からは「特

に決めるはならず、幅広く意見を掘り起こしたい」との回答があった。

公正価値測定の開示・ガイダンス

前回(2018年8月1日号(No.1519)情報フラッシュ参照)に引き続き、公正価値測定に関するガイダンスおよび開示についての審議が行われ、今回は、次の論点について議論が行われた。

(1) 時価に関する会計基準等で取り扱う範囲

時価に関する会計基準等で取り扱う範囲のうち、金融商品以外について、次のような事務局案が示された。

- ① トレーディング目的で保有する棚卸資産
 - ・時価の定義およびガイダンス
 - ↓取り扱う範囲に含める
- ・時価に関する開示
 - ↓取り扱う範囲に含めない
- ② 資金決済法における仮想通貨
 - ・時価の定義およびガイダンス
 - および時価に関する開示
 - ↓取り扱う範囲に含めない

トレーディング目的で保有する棚卸資産について、レベル3を対象とする開示は行われな可能性が高い等の理由から、①を開示の範囲に含めないとする

いろんなことがうまくいかないと感じる時、筆者は「うまくいかない」を「リズムが乱れている」という言葉に置き換えるようにしています。「うまくいかない」という表現は、漠然としていて改善の見通しが持ちづらい印象がありますが、「リズムが乱れている」という表現に変えると、「リズムを整えればいい」というように状況改善のためにやるべきことがみえてきます。

では、どのようにリズムを整えればよいのでしょうか。それは、リズムをつくる方法とリズムを取り戻す方法の2つに分けられます。

リズムをつくる方法として取り組みやすいのは、生活リズムを整えることです。起きてから寝るまでのすべての作業を可能な限りルーティン化し、いつも決まった時間に決まったことを始める習慣をつけます。やったりやらなかったりするのではなく、毎日同じことを継続します。そのリズムのなかに、自分にとって心地よいこと、成し遂げたいことや叶えたい夢のためのタスクを少しずつ盛り込んでおくと、そのリズムは少しずつポジティブなリズムへと変わります。また、呼吸を整えて、浅くなった呼吸をゆつたりとした深い呼吸に変え

ることも、リズムをつくるうえで大切なポイントです。

次に、リズムを取り戻す方法として取り組みやすいのは、よいときのリズムを思い出すことです。「自分がよいリズムだったときは、どんな状態だっただろうか」、「よいリズムのときに取り組んでいた、今取り組んでいないことは何だろうか」などとセルフモニタリングを行います。スポーツ選手がスランプに陥ったときに、ベスト



と出会うことで脳や身体に刺激を与えることが、よいリズムをつくる条件でした。そのことを発見して以来、リズムが乱れた状態になっても、それが数カ月も続くことはなくなりました。リズムが乱れていると自覚したら、少しずつその3つに取り組みむようにしたら、いつの間にかよいリズムに戻ってくるという体験を何度も経験しています。

このようにリズムを整えたら、よいリズムを取り戻すことができ、やがてリズムに乗ることができるようになります。そのときに大事なのが、よいリズムである状態、リズムに乗れている状態を自覚し、かみしめるように味わっておくことです。その感覚や記憶が、リズムが乱れたときにリズムを整える手助けをしてくれます。

私たちは、このようにリズムを整える方法、つまり人生がうまくいく方法をみつけておくこと安心です。その方法は人によって異なります。正解はありませんし、何でもいいのです。

武術家として数多くの名言を残しているブルース・リーも同じようなことをいっています。「何でもいい。うまくいく方法をみつけて、それだけを突き詰める」

(メンタルクリエイター 江口毅)

事務局の分析に対して、委員からは、「通常はそうかもしれないが、有事のときこそ開示が必要なのでは」との意見が出された。

(2) 時価の定義およびガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目

IFRS13号を取り入れるに当たり、実務に配慮する項目がある場合は、代替的な取扱いを設ける等の対応をする必要がある。そこで、事務局からは、実務に配慮することが考えられる項目として、次のものが示された。

① その他有価証券の時価とし

ての期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額(以下、「月平均価額」という)の使用

② 第三者から入手した価格を利用する際の評価

委員からは、①について「ファンダメンタル以外の要因で株価が一時的に急落することなどもあり、一時点とするにはリスクがあるので、月平均価額はベターではないか」という意見が出た一方、「基本は測定日で、ある程度の割り切りが必要では」という意見も聞かれた。

会計

注記情報の充実に関する テーマ検討、中間報告

— FASIF、基準諮問会議

去る7月23日、公益財団法人財務会計基準機構内に設置されている基準諮問会議は、第33回基準諮問会議を開催した。

今回、新たな新規テーマの提案はされず、前回までの基準諮問会議における提案を引き続き審議した。

主な審議事項は次のとおり。

注記情報の充実

「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」および「見積りの不確実性の発生要因」に

関する注記情報の充実に ついて、前回(2018年4月1日号(No.1508)情報フラッシュ参照)の基準諮問会議で、企業会計基準委員会のディスクロージャー専門委員会で新規テーマとするかについてさらなる検討を依頼しており、今回はその中間報告が行われた。

(1) ディスクロージャー専門委員会の評価

ディスクロージャー専門委員 会では、IAS1号122項、125項

を日本基準に導入することの論点を整理している。そのうえで、IAS1号をそのままの形で日本基準に導入することは適切ではないという分析について、異論は聞かれていない。

一方、開示の充実を図る場合のアプローチについて、次の2つのアプローチが示されており、意見が分かれている。

- ① 包括アプローチ
会計基準において原則を定め、企業に当該原則に基づき開示すべき項目を選択し、開示の充実を図るよう要求するアプローチ
- ② 個別アプローチ
開示の充実を図る会計基準を個別に特定し、個別の会計基準の改正を通じて追加的に開示すべき内容を定めるアプローチ

委員からは、「専門委員会で は、利用者側は積極的開示を求めているが、作成者側は消極的。金融庁金融審議会のディスクロージャー・ワーキンググループ報告書でも記述情報の開示の充実が求められている。是非開発を進めてほしい」という意見や、「開示の議論は幅広く拡散しがちなので、全体像を踏まえて慎重な判断をしてほしい」といった意見も聞かれた。

(2) 今後の進め方

引き続きディスクロージャー

専門委員会で議論がされる予定である。

事務局は、今後の議論の進め方について、次のように示した。

- ・「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」について専門委員間に共通理解が得られていないため、その明確化を行う
- ・例が示されないと開示のイメージがわからないという意見があるため、事務局で対応を検討する
- ・次回の基準諮問会議で、可能ならば議論の結果を報告したい

実務対応レベルのテーマ

実務対応レベルでの提案については、次のテーマが審議された。

- (1) 日本公認会計士協会会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約および貸出コミットメントに関する規定の

改正

(2) 暫定的な会計処理の確定時における比較情報の財務諸表に関する取扱い(企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」注6、104—2項)

(1)については、事務局からは、実務対応専門委員会で新規テーマとして取り上げるに至らないという結論が示されたため、「審議を行ったが提言に至らなかったテーマ」として取り扱うこととして、委員からは賛成意見が大勢を占め、「審議を行ったが提言に至らなかったテーマ」として取り扱うこととされた。

(2)については、実務対応専門委員会で新規テーマの評価が行われていることが事務局より説明された。

*
次回の基準諮問会議は11月12日に開催予定。

会計

早急に対応すべき論点以外の 論点等、検討

— ASBJ、税効果会計専門委

去る7月19日、企業会計基準委員会は第58回税効果会計専門委員会を開催した。2月に公表された企業会計基準28号「税効果会計に係る会計基準」の一部

改正」等に関する審議以来、約7カ月ぶりの開催である。税効果会計については、2014年に専門委員会が設置されて以降、早急に対応すべき

改正」等に関する審議以来、約7カ月ぶりの開催である。税効果会計については、2014年に専門委員会が設置されて以降、早急に対応すべき

論点として、企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」をはじめ基準改正や適用指針の開発が行われてきた。今回からは、そうした早急に対応すべきとされた論点以外の論点等について審議される。

主な審議事項は次のとおり。
その他の包括利益に対する課税

本論点の対象となるケースとしては、たとえば次の2つが考えられる。

- ① 連結納税開始または連結子法人の連結納税への加入に伴う時価評価
- ② 投資をしている在外子会社の持分に対してヘッジ会計を適用しているが、法人税法上は当該ヘッジ会計が認められず、課税される場合

本論点においては、税金費用の計上箇所について、税引前利益との関係による考え方として次の2つがあるとされた。

- ① 税金費用は発生源泉となる取引や会計処理に起因して生じるものであるため、税金費用の処理についても、これを生じさせた取引等の処理と整合性を図るべきとの考え方
- ② 当期税金に係る税金費用は、税務当局との取引であるため、

企業が税金を納付する義務を扱う時点で、税金費用の発生源泉にかかわらず当期純利益に含めるべきとの考え方

この考え方に對し、専門委員からは①を推す意見が多く聞かれたが、「専門委員会としては両方とも議論をすべき」との意見も聞かれた。

100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果

グループ法人税制に関連して、100%子会社間で子会社株式等の売買が行われた場合に、連結財務諸表において当該取引高および売買損益は消去され、税務上も売買損益に係る課税は繰り延べられ税金の支払は生じないにもかかわらず、連結税効果実務指針では繰延税金負債(資産)を計上することが求められていることから、この点に関して見直しの検討が提案されている。

これに対して事務局は、次のような懸念点を示した。

連結損益計算書における税金等調整前当期純利益と法人税等合計が対応しない。

特にグループ法人税が適用される場合、子会社株式売却益が実現しておらず、課税関係が生じていないにもかかわらず、連結損益計算書上、税金費用が計上される

ことに違和感がある。

* 以上のほか、早急に対応すべき論点以外の論点として次のような項目が挙げられ、審議された。

- ・住民税均等割および付加価値割のうち利益に関する金額の取扱い
- ・中間財務諸表および四半期財務諸表における簡便法

- ・連結納税を離脱する際の税効果
- ・在外子会社等への投資のヘッジに係る税効果
- ・無対価組織再編に係る税効果
- ・グループ法人税制における寄付修正事由に対応する投資簿価に係る税効果
- ・資産調整勘定または差額負債調整勘定が生じる場合における税効果

会計

すべてのリースに係る資産および負債の認識等、分析

— ASBJ、リース会計専門委

去る7月20日、企業会計基準委員会は第80回リース会計専門委員会を開催した。今回も前回(2018年7月20日号(No.1518)情報フラッシュ参照)から引き続き、リース会計基準の開発の必要性に関して、事務局の分析が行われた。

審議事項は「すべてのリースに係る資産および負債の認識」、「リースの識別およびリースとサービスの区分」で、このうち前者の審議内容は次のとおり。
すべてのリースをオンバランスする理由

IFRS 16号、トピック842も使用権資産とリース負債を認識

- ① リースは、借手に、リース期間中に原資産を使用する権利を与え、当該資産を使用する権利の提供に対して貸手に支払を行う義務を課す
- ② 原資産を使用する権利は概念フレームワーク上の資産の定義を満たす

- ③ リース料の支払を行う義務は概念フレームワーク上の負債の定義を満たす
- ④ リースは貸手にとってサービスと異なる
- ⑤ すべてのリースについて、資産(使用権資産)および負債(リース料支払義務)を財務諸表上で認識すること(オンバランス)は目的適合性がある

IASBによる影響分析

IASBの影響分析では現行の財務諸表および注記に関して次のとおり分析している。

- ① 現行の開示は十分ではない
- ② 現行の財務諸表は、支配して営業に使用している資産および経済的に回避できないリース料に関する完全な情報を提供していない
- ③ 投資者およびアナリストは借手の貸借対照表を頻繁に調整している
- ④ 投資者およびアナリストは借手の損益計算書も調整している

ASBJ事務局による分析

すべてのリースについて使用権資産およびリース負債の認識することに關するIASBおよびFASBの論拠は、貸手が原資産を借手の使用のため引き渡した(利用可能とした)時点で、

貸手が当該資産の使用権を借手に移転する義務を履行しているという点で、リースは典型的なサービス契約とは異なる性質をもち、借手は使用権を支配するとともに、当該使用権に対する支払を行う無条件の義務を有するからというものである。

IASBによる影響分析やわが国の財務諸表利用者から聞かれた意見によれば、このモデルを採用した結果については、財務諸表の利用者・投資家から一定の支持を受けているという。その一方で、わが国の関係者

からはサービス部分についても資産および負債が認識される可能性があるとの懸念や、リース期間が短い、いわゆるレンタルのようなものまで資産および負債を認識することについて懸念が聞かれている。

以上からASBJ事務局は、今後わが国の会計基準の開発に着手するか否かを判断する際には、これらの状況、国際的な整合性を図る意義、コストと便益等を勘案して総合的に判断する必要があるとの考えを示した。

国際会計

新たな英国CGコード、公表

— FRC

去る7月16日、英国財務報告評議会(FRC)が、新しいコーポレートガバナンス・コード(The UK Corporate Governance code 2018) (以下、「CGコード」という)を公表した。

「コンプライ・オア・エクスプレイン」の基本は変わっていないが、企業と株主と利害関係者の関係を、英国経済の長期の持続可能な成長の中心に置いている。

新CGコードの内容

多くの協議の結果、新しいCGコードは、より短くなり、メ

リハリをつけたものとなった。企業文化や企業への信頼を向上させることを狙った、次のようなさまざまな提案がなされている。

- ・ 戦略と会社の価値を繋ぐ文化を創造し、長期間にわたり価値を維持する方法を評価することを、取締役会は要求される。
- ・ 役員報酬や役員再任の議案について20%以上の反対票があった場合は、会社は、その反対票の背後にある理由を理解するためにどのような行動をとるかを説明しなければなら

ない。

次の1つまたはいくつかの方法の組み合わせにより従業員と対話(engagement)する。

① 従業員から取締役を選任する。

② 正式の従業員諮問機関を設ける。

③ 非執行取締役を指名する。取締役会の人数制限をより厳しくする。

取締役会については、ダイバシティ、全体としての勤務期間、効果的な取締役会のメンバー変更に焦点を当てる。

取締役の任期は9年を超えない。

より効果的な後継者計画について指名委員会が責任を有する。

外部者による高品質の取締役の評価を行う。

報酬委員会の委員長の任期は少なくとも12カ月とする。

報酬委員会は、取締役の報酬の決定にあたっては、従業員の報酬と関連する方針を考慮する。

上級役員は、付与された株式報酬の売却を5年間禁止される。

適用関係

新しいCGコードは、2019年1月に開始する年度から上場企業に適用される。

経理用語の豆知識

逆取得による個別財務諸表上の会計処理

吸収合併などの企業結合において、存続会社など株式を交付した企業が取得企業にならない場合を逆取得というが、その場合には、取得企業の個別財務諸表上、会社法の規定などの関係から複数の処理方法が考えられる状況が存在し得る。

企業結合が吸収合併の形式をとる場合において、消滅会社が取得企業となる場合には、存続会社の個別財務諸表上、取得企業(消滅会社)の資産および負債を合併直前の適正な帳簿価額で引き継ぐこととされている。株式交換の場合も適正な帳簿価額による株主資本の額に基づいて取得企業株式の取得原価を算定する。現物出資または吸収分割による子会社化の形式をとる場合、被取得企業に移転された事業に対する取得企業の投資はその企業結合の前後で継続していることから、取得企業の個別財務諸表では、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて被取得企業株式(子会社株式)の取得原価を算定する。

一般債権の貸倒見積高の算定

一般債権には、経営状態にまったく問題のない債務者に対する債権から、経営状態に軽微な問題はあるが貸倒懸念先には該当しない債務者に対する債権まで、信用リスクの異なる債権が含まれる。

一般債権について、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により貸倒見積高を算定することとされている。

債権の貸倒損失は、債権を計上した後その平均回収期間にわたり発生するものであるため、貸倒実績率は、ある期における債権残高を分母とし、平均回収期間内に発生した貸倒損失額を分子として算定する。分子の貸倒損失額に個別引当による貸倒損失額を含めることに関して、専門家による評価など十分に精度の高い担保および保証の回収見込額に基づいて引き当てられているものや損失として早々に実現する可能性が高いものについては含めて算定することも差しつかえないとされている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年7月17日	国税庁レポート2018(日本語版)	国税庁	国税庁がこの1年間で取り組んだ活動やトピックスについて説明したもの。具体的には、ICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実化、マイナンバーや法人番号の効果的な活用、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為等への適切な対処などの取組みについて報告されている。 http://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2018.pdf	—
2018年7月18日	公益通報者保護専門調査会中間整理(案)	内閣府消費者委員会	公益通報者保護法の改正に関する方向性を取りまとめたもの。事業者内部通報体制の整備義務を課す方向性が示された。また、3号通報(その他の外部通報先への公益通報)の保護要件を緩和するという方向性も明記された。 http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/koueki/doc/017_180718_shiryu2.pdf	—

日銀の長期金利目標の柔軟化へのハードル

金融

FRBやECBといった欧米の中央銀行が、金融緩和策の修正に向かうなか、動きのみえなかった日銀の金融政策に注目が集まった。7月23日の日本国債10年物市場では、複数の報道機関による「日銀が長期金利目標の柔軟化を検討する」といった趣旨の観測記事から債券は売られ、0.03%から0.08%まで急上昇する動きをみせた。

長期金利目標の柔軟化というのは、「10年物国債の利回りをゼロ程度に誘導する」という目標に関して、ゼロを超える上昇幅の許容度を、これまでよりも大きくすること考えられる。現時点での日銀の金融政策は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」である。「長短金利操作」とは、日銀当座預金へのマインナス金利適用と指値オペを導入して長期国債の買入れによる長期金利の誘導を行うイールドカーブ・コントロールのことだ。「量的・質的金融緩和」とは、マネタリーベースの拡大と資産買入れ、すなわちETFおよびJREITの買入れがある。今回特に注目された「長期金

利目標の柔軟化」は、これまでの金融緩和策の副作用とされてきた金融機関の収益悪化と国債市場の形骸化に対しては、改善に向けた施策の1つとなる。特にイールドカーブのフラット化による利鞘縮小に悩まされていた金融機関にはプラス材料だ。今回の報道に市場が大きく反応したのは、トランプ米大統領がFRBの利上げについてドル

高要因となるために否定的な意見を示したこともある。ドル安政策という意味では、今回の報道のように日銀の金融緩和策については緩和策を緩める方向が望ましい。これで7月30日、31日の金融政策決定会合の結果がいつそう注目されることになるが、2%の物価目標を切り下げるか、景気の現状認識をかなり楽観的に変更しない限り、政策変更の理由付けは難しい。あるいは、再び「総括的な検証」を行い過去の政策の誤りを自身で認めれば変更理由とはなる。

関税引上げが実際に動き始めた6月下旬に同時株安となり、それから現在までは底打ち、反発の過程にある。その間の市場別、地域別の株価推移は興味深い。貿易摩擦の震源地、アメリカとメキシコ、カナダの株価は立直りが早く、同時株安前の株価に戻った。EU市場と日本市場は立ち直ったが、戻りは弱く、瞬間的に同時株安前の株価を回復した市場もあるが、また下回ってしまった市場が多い。日本近隣の中国、韓国の市場は反発の動きが弱く、これまでのトランプ貿易摩擦によって最も大きな打撃を受けた国々といえる。

中間選挙までは辛抱の時期か?

証券

世界の株式市場はトランプ大統領にかき回され続けている。自分で仕掛けた貿易摩擦の影響をどこまで予想していたかわからないが、ドル高という結果が出てくると不満を口にしている。さらにドル高の一因である米FRBの利上げ政策に口を挟み、中央銀行の独立性に危惧を抱かせ

う同盟国に圧力をかける一方で、輸入関税引上げ合戦で打撃を受ける自国農民には現金支援を実施するという。最近、相次いだ国際会議でもアメリカの突出した独善振りが目立つが、現状ではなす術がない。国際的には無茶なことばかりしている大統領だが、国内的には低いながらも一定レベルの支持率を維持していることを軽視できない。

世界の株価は米大統領の輸入

また、政治ではアメリカが始めたイラン制裁政策に協力してイランから原油輸入をしないよ

世界の株価は米大統領の輸入